

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売サービス

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

(目的) 組合員とその家族および地域住民が安心して生活できる地域づくりをすすめることを事業の目的とする。

(方針)

○身体状況・利用環境に応じて、福祉用具を貸与することにより、利用者がもつ機能の維持・向上に資するとともに、家族等介護者の負担の軽減を図るものとする。

○利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

○地域福祉の向上のため、市町、居宅介護支援事業者(サービス計画作成者等)、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他保健・医療機関等と密接な連携を図り総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 事業者

法人名	はが野農業協同組合
所在地	栃木県真岡市八条95番地
代表者氏名	代表理事組合長 渡辺 栄

3. ご利用事業所

福祉用具貸与	事業所の名称	JAはが野福祉レンタル	
	介護保険事業所番号	0970900288号	
	住所	栃木県真岡市飯貝559番地2	
	管理者・連絡電話番号	島崎 真紀	TEL0285-83-8941
	サービス提供地域	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	

4. ご利用事業所の職員体制等

職員体制は下記の通りです。但し、人員は厚生労働省の定める基準に基づいて変更いたします。

職 種	人 員
管 理 者	1 名
福祉用具専門相談員	3 名

5. 営業日・営業時間

営業日・営業時間は下記の通りです。但し、本組合が特別に定めた場合はこの限りではありません。

営 業 日	月曜日～金曜日(祝祭日は除く)
営 業 時 間	8時30分～17時

6. サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 貸与サービス利用料基本料金

- ①利用者負担金は、福祉用具貸与サービス内容説明書の通りとし、当該料金の割合負担証に基づいた額を負担していただきます。
- ②利用料は原則として1か月単位とします。利用日数が月の半分未満の場合は、半月単位での計算とします。
- ③貸与開始日は商品を利用した日から利用を中止または終了した日とします。
- ④介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。
- ⑤利用者等に起因する福祉用具貸与物品の損傷又は滅失のときは、その修繕等の費用を負担していただく場合があります。

(2) 特定福祉用具サービスの種目と費用

- ①提供するサービスの種目
 - 腰掛便座 ○入浴補助用具 ○自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 簡易浴槽 ○移動用リフトの吊具の部分
- ②販売料金は、特定福祉用具販売サービス内容説明書の通りとし、販売費用の全額をいったんお支払いいただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類をお渡し しますので、お住まいの市町に特定福祉用具購入費の支給申請を行ってください。
 - 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
 - 販売した特定福祉用具の種類及び品目の名称及び販売費用の額、その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要
- ③その他の費用
 - 福祉用具販売のみ実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します
 - ・実施地域を越えた地点から、片道10kmごとに200円となります。
 - 福祉用具の搬入出に特別な措置が必要な場合は、その要する費用を請求いたします。
 - 販売後、当事業所において修理等を行った場合、その要する費用を請求いたします。

(3) 利用者負担金等の支払

- ①貸与サービス
 - JAバンク口座の場合、月末締め切りの翌月15日振替。
 - 銀行口座・郵便局等の場合は、月末締め切りの翌月27日振替。
 - 但し、振替日が休日の場合は翌営業日とし、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。
- ②特定福祉用具販売
 - ①に基づく処理または現金でのお支払いとなります。

(4) キャンセル

利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。但し特定福祉用具の販売後のキャンセルはお受けできませんのでご了承ください。

連絡先 JAはが野福祉レンタル 0285-83-8941

(5) 福祉用具の貸与と販売の選択制

一部の福祉用具、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖については、貸与または販売を選択することができます。

7. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、計画書の作成と提供記録

- ①事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「福祉用具貸与計画書」「介護予防福祉用具貸与計画書」「特定福祉用具販売計画書」及び「選定提案書」を作成し、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、合意を得ます。
- ②事業者は、「福祉用具貸与計画書」「介護予防福祉用具貸与計画書」の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の合意を得て必要に応じて計画の変更を行います。
- ③事業者は、特定福祉用具の販売実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行う事とします。

8. 衛生管理等

- (1) 事業に供する設備は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	島崎 真紀
-------------	-------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを予防することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 個人情報保護・秘密の保持

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

ただし、あらかじめ文章により利用者又はその家族等の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

13. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業者相談窓口	Tel 0285-83-8941	対応者（ 島崎 真紀 ）
真岡市高齢福祉課	Tel 0285-83-8094	

